

(案)

北本地区衛生組合からの久喜市脱退及び 当該組合への宮代町の加入に係る覚書

北本地区衛生組合からの久喜市脱退及び当該組合への宮代町の加入（以下「脱退・加入」という。）について、北本地区衛生組合、鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町及び宮代町は、下記のとおり覚書を締結する。

記

（基本事項）

第1条 久喜市は北本地区衛生組合から脱退し、宮代町は当該組合へ加入するものとする。

（脱退金及び加入金）

第2条 脱退・加入に際し、久喜市の脱退金（脱退に要する一切の費用）と宮代町の加入金（加入に要する一切の費用）の相殺に向けて協議する。

（脱退・加入の期日等）

第3条 久喜市の脱退は令和6年3月31日、宮代町の加入は令和6年4月1日とし、それまでの間、法律に基づく協議及び手続を進める。

（その他）

第4条 この覚書に疑義又は定めのない事項が生じた場合は、北本地区衛生組合、鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町及び宮代町で協議のうえ定める。

この覚書を証するため、本書6通を作成し、北本地区衛生組合、鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町及び宮代町が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

北本市朝日1丁目200番地
北本地区衛生組合
管理者 三宮 幸雄

鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長 原口 和久

北本市本町1丁目111番地
北本市
北本市長 三宮 幸雄

久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長 梅田 修一

比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町
吉見町長 宮崎 善雄

南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号
宮代町
宮代町長 新井 康之